

大地申  
第9号

## 「営業関係施策」に関する解明申し入れ交渉開催! その5

### 12. 異常時の業務フロー及び駆けつけ体制について明らかにすること。

回答：異常時等については駅総体で対応することとなるが、今施策に伴う業務内容の変更点等については、関係社員に必要な説明を行う考えである。

組合：輸送混乱時の番線変更等はどのように対応するのか。

会社：通信手段を確保する。拠点となる箇所から情報提供していく。イントラ ATOS もあるので委託先でもある程度情報を取れるようにする。 **番線変更等は拠点から情報提供できるように通信手段を確保する!**

組合：ホームでの急病人対応は直接救急要請するのか。

会社：社員の場合と同じ。管理者がいる箇所に連絡を入れ人命救助を優先する。

組合：委託先の社員は AED を扱うことができるのか。

会社：扱うことは誰でもできる。教育を受けていないわけではない。

組合：委託先社員が暴力を受ける等、貫通を行える体制が無くなった場合はどうするのか。

会社：基本は要員手配を速やかに行ってもらうが本体が対応するケースもある。その場合のルールは決めていく。 **基本は委託先で要員を手配する!**

組合：人身事故等の駆けつけ体制はどのように考えているか。

会社：今までと違う形で体制をとる。対応したことがない人への教育も考え、駅として一番良いフローにしていく。 **異常時の駆けつけ体制は駅にとって良いフローにすることを確認!**



### 13. 今施策における偽装請負防止に向けての対策を明らかにすること。

回答：施策の実施にあたっては、確実な業務遂行やコンプライアンスを意識して行っていく考えである。

組合：作業ダイヤ・フローなど様々な変化がある。委託先会社の社員は「何ができるのか」や「こちらがやってはいけないこと」など周知する場を考えているか。

会社：駅ごとに様々なやり方がある。意見があることは認識しているので不安解消に努めていく。

### 14. エルダー雇用について考え方を明らかにすること。

回答：駅の業務委託については、エルダー社員の雇用の場における選択肢の拡大を前提としつつも、「当社を取り巻く環境の変化」「駅の要員事情」「駅業務を担う人材の育成」を踏まえて実施していく考えである。

組合：委託する業務を現在担っている方がエルダーとして CSP に行くことは可能か。

会社：選択肢の拡大にはなる。必ず行けるかどうかは別だが間口は広がる。

**異常時の業務フローや駆けつけ体制、偽装請負の防止対策について議論し、明らかにしました!!**